

組織再編の税務ガイド

(株主数は問わない)は、組織再編後の当該支配株主による株式継続保有要件が課されることとなった。株主による支配の観点からは、支配株主の存続または非支配株主の存続が、適格要件の1つとして整理されたとみることができる。

グループ内の組織再編においても、支配関係継続の適格要件の見直しが行われている。企業グループとして一体的な経営が行われている企業単位内で行われる組織再編では、移転事業の継続と支配関係の継続の要件を課すことで、経済実態に実質的な変更がないことが担保されると整理されている。この「支配関係」を事業に対する支配関係と捉えた場合は、分割承継法人との支配関係の継続で足り、分割法人との支配関係は有意ではないことになる。分割法人との支配関係の継続を不要とした改正は、「事業に対する支配」に着目して行われたように思われる。

適格要件の見直しでもう1つ注目されるのは、合併または株式交換によるスクイーズアウトにおける、少数株主に対する交付対価の緩和である。会社法施行による組織再編の対価柔軟化後も、法人税法では株式以外の資産の交付は税制非適格として扱われることから、機動的な組織再編や経

済合理性のある組織再編を妨げてきたと指摘されることがある。今般の

II 分割型分割と株式分配の相違点を整理 スピンオフ税制の創設に 関する実務ポイント

スピンオフ税制の創設の背景

アベノミクスの成長戦略である「日本再興戦略2016」では、第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等が鍵となる施策として掲げられており、「経営戦略に基づく先を見据えたスピード感のある事業再編等を加速するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフ等の円滑な実施を可能とする税制の整備」(「平成29年度税制改正大綱」として措置されたのがスピンオフ税制である。

事業環境の変化が激しく、イノベーションへの投資が求められる先端産業の欧米企業では、事業ポートフォリオ最適化の手段としてス

改正で、少数株主への金銭等交付が認められたことは、組織再編税制導

入後の適格要件の見直しとして画期的な改正であると考えられる。

ピンオフを活用してきた。M&Aがビジネスの拡大や多様化のための手段であるのに対し、スピンオフは事業の縮小・撤退の手段である。欧米の大企業は、①厳しさを増す事業環境の変化やグローバル競争の激化に対応する機動的な事業再編、②イノベーション投資の拡大を可能にする「選択と集中」、③ターゲット市場の選定や迅速な経営資源の再配分、④株主価値を重視した経営に対する関心の高まりと事業ポートフォリオ最適化、のためにスピンオフを行ってきたと考えられる。

スピンオフの実行により、図表2に示す効果が期待されると考えられている。第4次産業革命への対応には、イノベーション投資の拡大と迅速な経営資源の再配分が必要不可欠とされるが、スピンオフ税制の

創設で、事業再編のコストが下がり、機動的な事業再編へのハードル

(図表2) スピンオフの効果

経営の独立による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・分離元の会社の経営者は中核事業に専念することが可能に ・スピンオフされた会社は迅速、柔軟な意思決定が可能に ・経営者や従業員のモチベーションも向上
資本の独立による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・分離された会社の独自の資金調達により、従来は埋没していた必要な投資が実施可能に ・分離された会社と、分離元の会社の競合相手との取引が可能に ・独禁法に制約されにくくなる
上場の独立による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業のみに関心のある投資家を引きつけることが可能に ・コングロマリット・ディスカウント^(注)の克服 <p>(注) 複数の事業を営んでいる場合に、それらを個別に営む場合よりも、事業価値の総和が市場で低く評価されること</p>